平成２６年（フ）第８７８９号
東京都足立区島根４丁目11番８号
破産者　金沢裕香奈（旧姓幡野）
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２５号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目13―８―103
破産者　三井健太郎
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８３１号
千葉県柏市花野井1872―174
破産者　山城　進午
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８３７号
埼玉県さいたま市桜区西堀１丁目15―20―206
破産者　田中　雄次
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８４５号
神奈川県鎌倉市津西１丁目22―14―101
破産者　小原　志朗
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８８９号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町８丁目25―７―306
破産者　加藤　義八
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６号
新潟県上越市大和５丁目３番28号
破産者　大和物産株式会社
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６７号
新潟県上越市大和２丁目17番14号
破産者　有限会社ギフトプラザ大和
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４４号
福岡市中央区六本松２丁目５番８号
破産者　株式会社インプルーブサービス
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２号
北海道小樽市高島２丁目14番20号
破産者　テイック有限会社
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３７７号
埼玉県熊谷市上須戸882番地
破産者　有限会社埼央商会（旧商号有限会社大和インターナショナル）
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６８１１号
東京都新宿区西新宿７丁目15番18号
破産者　株式会社K’ｓ　Ａｓｈｌｅｙ　Ｂｅａｕｔｙ　Ａｃａｄｅｍｙ
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４４号
東京都府中市片町２丁目２番地の１けやきハイツ101
破産者　金丸　孝行
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４５号
東京都府中市片町２丁目２番地の１けやきハイツ101
破産者　金丸　静枝
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
和歌山県新宮市神倉１丁目１番６号
破産者　株式会社テラサワ
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第４０５号
広島市安佐北区あさひが丘４丁目11番４号
破産者　有限会社溝渕美装
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７１５号
福岡市早良区田村４丁目１番５―305号
破産者　石津　稚久
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８８９号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目35番13号　マリンハイツ大徳201号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市春日原東町２丁目35番地１コンフォール美根403号
破産者　栗林　辰治
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３５号
福岡県筑紫野市大字山家5121番地11
破産者　土橋沙耶香（旧姓相島）
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００７号
福岡市城南区七隈５丁目16番23号
破産者　上田　欣二
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２０号
福岡市南区井尻２丁目22番２―203号
破産者　松野　喜朗
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部